

平成27年9月14日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続税の申告後、遺言書を発見！ －協議分割より遺言書が優先される－

[1] 後から見つけた遺言書

父が亡くなり相続人である子供達3人は、遺産を分割し無事 相続税の申告を済ませました。納税や不動産の登記も終わりほっとしていたのですが、古い文箱の二重底に遺言書が隠されていたのです。せっかく円満に協議分割が終了したのに、叔母から「遺言書を優先させるべき」との指摘があり困惑しています。こんな時は、いったいどうすれば良いのでしょうか。遺言書に基づき 最初からやり直すのでしょうか？

[2] 遺言書の方が強い。でも…

遺言書に記載されている財産に関しては遺言書が優先され、本来は遺産分割をやり直す必要があります。でも、**相続人全員が協議分割を優先させることに同意すれば、遺言書に縛られる必要はありません。**故人が残していった気持ちだけを大切に受け止めましょう。

[3] 遺言書がいくつも見つかった場合

遺言書を毎年書き換える人、趣味のように頻繁に作成する人、世の中いろんな人がいます。遺言書が何通もある場合には、**最新の日付で書かれた遺言書が優先されます。**有効となる最新の遺言書に、遺産の一部を書き漏らすことがあります。他の遺言書に記載されていれば、その部分のみ有効になります。遺言書の内容が虫食い状態だと、何通もの遺言書を組み合わせて補完し、全体を把握する作業が必要になってしまいます。

[4] 遺言書を作成したら

遺産分割後に見つかった遺言書が、兄弟の仲に水を差すことにもなりかねません。**遺言書を作成したら、その事実を信頼できる人に知らせておきましょう。**また、遺言書を書き換えた時は、**以前の物は必ず破棄**しましょう。法的に有効な遺言書を作成することは、全てにおいて前提となります。